

## 法制史学会近畿部会京都講演

信託とは何か——歴史的視点から見たユース, 信託, そして信任すること  
ニール・G・ジョーンズ (ケンブリッジ大学)

本報告は、イングランドの信託の性質を理解する助けとなるようイングランドにおけるユースと信託の一定の側面について検討しようとするものである。アプローチの仕方としては全面的に展開しようとするものではなく、実質的に、近代初期についての私自身の研究に基礎を置いたものとなるのだが、多くの重要なテーマに触れたいと思っている<sup>1)</sup>。

### 1 近代イングランド法における明示信託の特徴

現在イングランド法で理解されている信託の特徴の要約からはじめるのが有益であろう。色々な方法で定式化されているが、明文で設定された非公益信託の特徴については、D・W・M・ウォーターズ教授の著作に基づく以下の一覧が役立つかもしれない。

- 1) 信託の本質は、資産乃至多数の資産が、唯一受益者の利益のためにのみ、もしくは、唯一ある目的の推進のためにのみ供されているということにある。受託者は資産に対するコモン・ロー上の権原を持ってはいるが、単に、資産の管理者に過ぎず、その結果、信託資産は受託者の個人的資産からは分離されねばならない。
- 2) 資産は基金を構成する場合があります、基金内の資産は継続的に売却され、代替物が購入される。このように信託というのは、特定の品目というよりも、

---

1) 本論文に関連する諸論題についての、より詳しい議論については以下を参照。Neil Jones, 'Trusts in England after the Statute of Uses: A View from the Sixteenth Century', in R. Helmholz and R. Zimmermann, eds., *Itinera Fiducia: trust and treuhand in historical perspective* (Berlin 1998), 173; N.G. Jones, 'The Trust Beneficiary's Interest before *R. v. Holland* (1648)', in A. Lewis et al., eds., *Law in the City* (Dublin 2007), 95; Neil G. Jones, 'Aspects of Privity in England: Equity to 1680', in E.J.H. Schrage, ed., *Ius Quaesitum Tertio* (Berlin 2008), p. 135; N.G. Jones, 'Uses and "Automatic" Resulting Trusts of Freehold', [2013] *Cambridge Law Journal*, 91.

資産価値に結びついている。

- 3) 信託受益者乃至受益者達や信託によって促進されるべき目的が存在しなければならぬ。信託設定者（即ち、信託の創造者）が受益者、もしくは受益者の一人であることもある。受託者が唯一の受益者となることはありえないが、二名以上の受益者の内の一人となることはありうることである。受益者は自然人でも法人でもよい。基金の資産で、受益者の利益や目的の推進のために振り向けることができないものは信託設定者に返還しなければならない。
- 4) 受託者は信託財産にコモン・ロー上の権原を持っているので、信託の日常の運営に相当な影響力を持っている。それ故に、濫用の余地も存在し、受益者は、専門的な意味ではなくても、少なくとも文字通りの意味で受託者をトラスト（信任）していなければならない。受託者は受益者に対し一般法から生じる義務か、信託条項から生じる義務かを負っているのである。受託者の義務は信認に基づくものと言われている。その義務とは、彼は、そうする権限を付与されていない限り、自分の立場から利得を得てはならず、また、法律によって要求される基準を満たす技術と注意を払わねばならないということであり、また、二人もしくはそれ以上の受益者の間では公正に振る舞わねばならず、さらに、そうすることが合理的でない限り、彼の役割を委任してはならないのである。
- 5) 一旦、信託が設定されれば、信託設定時に規定された限りのものを除いて、信託設定者の果たすべき役割は最早存在しない。
- 6) 受託者が彼自身の利益のために信託財産を奪った場合には、受益者は彼本人を訴え、信託基金を埋め合わせるように要求することができる。もし、信託資産が信託違反によって他人に移転された場合には、その資産（その資産の転換された形のもの）が、それらが無償で入手した、もしくは實際上、あるいは推定的に信託違反について認識しながら入手した第三者の手にあると確認された場合には、受益者は特定履行により資産を回復することができる。

## 2 控除か加算か

近代イングランド信託の特徴をこのように概観したうえで、信託資産上の受益者の権利は受託者の資産所有権から控除されたものと考えられるべきか、もしくは、受託者は、受益者の利益（もしくは目的の達成）のために、その所有権を行使する義務に服しながらも、信託資産に対しては完全な所有権を持つものと見なされるべきかという問題について歴史的視点から検討することからは

じめよう。

近代信託の前身はユースなので、中世末のユースに関する法律の簡単な要約からはじめねばならない。中世末におけるユースの勃興の核心には自由土地保有地を遺言処分したいという願望があった。コモン・ロー上は、ある人が自由土地保有地を保有したまま死亡した場合には、法準則によって確定される彼もしくは彼女の法定相続人（典型的には長男子）に、法の作用によって、無遺言相続された。被相続人の動産資財は彼の人格代表者（遺言執行人もしくは遺産管理人）の手に渡ったのだが、彼が自由土地保有権で保有する土地はそうならなかった。土地が富の主要な形態であるような時代において、土地所有者が彼らの土地に代表される富を可能な限り柔軟に活用したいと願ったのは自然の成り行きであった。一つには、このことは法定相続人以外の家族構成員のために備えをしておくことに関係していた。また、一つには、債務の支払いの確保や、土地所有者の死後の魂の安寧のための備えにも関係していた。ユースの仕組みは、実質的に自由土地保有地を遺言処分することを可能にすることで、このような柔軟性が達成されることを許容したのである。

ずっと早い時期の先駆は、例えば、1220年代からのフランシスコ会修道士によって占拠されるべき土地の給付に見いだされるかも知れない。修道士のユースのために——即ち、利益のために——土地が保有されるよう取決めることは、清貧の誓いを侵すことなしに居住すべき場所を彼らに提供することとなった。しかし、中世ユースの核心となるものはビアンカラナ教授が「世代間ユース」<sup>2)</sup>と称したもので、即ち、ある世代の家族から次の世代へと土地の承継を指示するために利用されたものに見いだされるのである。このようなユースは14世紀初期には稀であった。それらは、1330年代から1340年代頃により一般的なものとなり、1370年代までに不動産譲渡人が家族継承財産設定を行う標準的方法の一部となったのである。14世紀半ばまでに、人的財産について遺言書を作成し、その条項を実行するための遺言執行人を任命するという慣行は十分に発展したものとなっていた。遺言書は葬儀、債務の支払、施物授与、動産遺贈の履行、娘達のための嫁資の分与に関する遺言執行人への指示を含むことがあった。

遺言執行人の役割は遺言者の動産資財（定期借地権を含む）に限られている

---

2) J. Biancalana, 'Medieval Uses', in R. Helmholz and R. Zimmermann, eds., *Itinera Fiducia: Trust and Treuhand in Historical Perspective* (1998), p. 111, at p. 117.

と一般的には考えられていた。先程述べたように、自由保有地は、死亡に基づいて自動的に法定相続人に無遺言相続され、遺言によっては移転され得なかったからである。しかし、譲与者が生存中当該土地を占拠し、享受することを認め、そして、さらに、彼の終意遺言の指示に従ってそれを処分するようという受動的な指示を伴って、自由保有地が（ユース付封譲受人と称される）受託者に生存中に不動産譲渡された場合には、ユース付封譲受人は遺言執行人の役割を果たすこととなった。実際、動産資財の遺言書の遺言執行人と同一人物である場合もあったのである。（定期借地権の場合には問題なく発生した）土地を占有する遺言執行人と土地を占有しているユース付封譲受人の境目は極めて薄い膜のようなものであったのである。

14世紀におけるユースの利用の拡大には黒死病の影響が若干寄与したのかも知れない。死亡率は土地所有者の心労を増大させ、不確実な時代に直面して彼らの土地の継承を制御しようとする願望を増大させるからである。フランスへの軍事遠征もまた一定の役割を演じたかも知れない。海外に渡る兵士達は、封譲受人に、その兵士のユースのために保有するように、そして、帰還時に再譲渡するか、もしくは、彼が帰還できなかった場合には、指示に従ってそれを処分するように土地を移転したからである。

14世紀後半にユースがより一般的なものとなるにつれて、強制執行も利用可能なものとなりはじめた。ヘルムホルツは、1370年代から15世紀にかけて、ロチェスタ、カンタベリ両司教区の司教裁判所が土地及び動産資財双方のユースを強制していたことを明らかにした。他の司教区でもこうしたことが生じていたかもしれないが、証拠が余りに断片的で確かなことはいえない。この裁判管轄権は、土地のユースに関しては15世紀後半には衰退してしまったように思われる。ユースに対する大法官裁判所の裁判管轄権の初期の起源ははっきりとしない。すくなくとも幾つかの事件については1370年代頃から裁判管轄権が引き継がれはじめたのかもしれない。我々が知る最も初期の事件は、生存中の受益者から提訴され、大法官が受益者勝訴の判決を下したもので、1409年に生じた。そして、1420年代までに大法官の裁判管轄権が十分確立したものとなっていたのは明らかのように思われる。

15世紀を通して、ユースに関する法準則が大法官裁判所で発展し始めた。それらは我々が大法官裁判所の裁判管轄権と結びつけることができる最も初期の法準則の中に見いだされる。この一つの局面は、一定の状況では黙示的にユースが生じることが確立したことであった。二つの状況について述べることが

できる。第一に、もし、約因なしに土地が譲渡され、明文のユースを伴わない場合、この譲渡は譲与者のユースのためのものであったと理解された。第二に、もし土地所有者が彼の土地を売却する契約取引を行い、代価が支払われた場合、この「代価支払済売買取引」は、コモン・ロー上の権原が移転される以前に、買主のための黙示のユースを発生させたのである。

ユースに関する準則の第二の局面は、最初の封譲受人以外の人々に及ぼしたユースの効果に関係していた。我々はとりわけ二つの法準則を確認することができる。(1) もし、すべての封譲受人が死亡した場合には、ユースの服する土地が無遺言相続される最後の生残者の法定相続人に対し、ユースは強制執行可能となった(この法準則は1450年代から跡付けられるように思われる)。(2) もし、封譲受人が土地を譲与した場合には、被譲与者は、善意有償でその土地を取得した場合を除いて、ユースによって拘束された。この準則(告知法理)も1450年代に確立していたかも知れないが、明確に位置付けられるようになったのは1465年になってからであった。これらの法準則はユース受益者にある種の所有権のようなものを与え始めた。土地に関する彼の請求権は、当初の封譲受人に限られず、一定の第三者に対しても主張され得たからである。そして、まさに実際上も、終意遺言を委ねられたユース付封譲受人に土地を譲渡した土地所有者は、以前にコモン・ロー上の所有権を持っていた土地を、曾て享受していたのと全く同じような方法で享受しながら、生涯間その土地を占拠したまま留まるものと理解されていたのである。このような状況は土地取得者に不確実性をもたらすことになった。自分達はコモン・ロー上の土地所有者と取引しているのか、それとも土地を占拠しているユース受益者と取引しているのか。この難点に対する解決策が1484年の立法によって探られた。同法は、一定の状況下で、ユース受益者に、土地に対するコモン・ロー上の権原を譲渡する権限、即ち、彼の持っていないものを譲与する権限を与えることによって、買主を保護したのである。

このような経緯で、私が「物権的 thinglike」ユースと称したものが発展したのである。1530年代までに、自由土地保有地の所有者は、クリストファ・セント・ジャーマンが『神学博士と法学徒』で述べたように、以下のものを持つと考えうるようになっていた。

彼には二つの物がある。それは、土地の占有権であり、イングランドの法に従えば、自由な土地保有権もしくは自由保有権と称されるものである。もう一つ

は、それによって土地からの収益を取得する権限である。それ故、土地を持っていて、占有権とその自由保有権のみを他人に与え、収益権を自分自身のもとに留めておこうと意図する者は、それを禁じる法は制定されていないので、理性と良心において、収益権を持つべきであるが、このような留保は良心においてなされるべきである。従って、ある人が他人に封土公示譲渡を行いながら、彼自身収益を取得することを意図する場合には、封譲受人は、そのように彼に封土公示譲渡した人のユースのために保有していると言われるのである<sup>3)</sup>。

この意味での「ユース」は、セント・ジャーマンの言葉では、「土地の収益を……取得する権限」なのである。すべての自由保有地所有者は、「占有権 possession」, 即ち、コモン・ロー上の権原とともに、このようなユース（収益権）を持っていた。かくして、自らのユースのために土地を保有している者について語ることが可能となり始めたのである。1526年インナ・テンプルでのヘンリ7世治世4年第17号制定法に関する講義において、トマス・オードリーは、「彼自身のユースのために保有する人」<sup>4)</sup>によって占拠されている土地の取引について語った。そしてその20年前にも、ロバート・リード民訴裁判長は「自分自身のユースのために保有する人」<sup>5)</sup>による土地の売却について検討していたのである。

この慣行が示すように、16世紀初めまでには、コモン・ロー裁判官達は——1484年制定法を通してユースを扱う際には——「ユース」をそれ自体を一つの実体と理解し始めていた。実際上は、ユースは個人的な信頼関係や親密な関係に依存するものであった。なぜなら「親密な関係や信頼関係が存在しない場合には、ユースは存在し得ない」<sup>6)</sup>からであって、ユース付封譲受人が「信任に基づく封譲受人」<sup>7)</sup>と称されることがあったように、ユース付封譲渡の基礎にある個人的な信頼関係や信頼関係という要素が、ある形態の土地財産権

---

3) Christopher St German, *Doctor and Student*, T.F.T. Plucknett and J.L. Barton, eds. (Selden Society 91), London, 1974, 222. 引用は1530年出版の第二対話からのものである。

4) British Library MS Hargrave 87, at fos. 438v and 439.

5) YB Hil. 21 Hen. VII, fo. 18, pl. 30 (1506).

6) Per Roo, serjeant, in *Gervys v. Cooke* (1522), J.H. Baker, ed., *Year Books of Henry VIII, 12-14 Henry VIII, 1520-1523* (Selden Soc. 119) (London 2002), 108, at 111.

7) Per Kingsmill, serjeant, in *Anon.* (1502), J.H. Baker, ed., *Reports of Cases by John Caryll* [pt. 2, 1501-1522] (Selden Soc. 116) (London 2000), 395.

の保持者たる受益者という概念と共存していたからである。1490年頃、グレゴリー・アジョアは、1484年制定法講義で、受益者 (cestui que use) を (英語で) 土地の「所有者 owner」として繰り返し言及していた<sup>8)</sup>。同様な指摘は、1526年に、後の大法官トマス・オードリーによってもなされた。

ユースとは、土地、もしくは、それ以外の物的乃至人的なものの財産権乃至所有権であって、ユースが依存している土地や事物のコモン・ロー上の所有者と見なされ、現実には占有権を持っている人々と、ユースが依存している同上のものにユースを持っている人々との間の信頼関係と信任関係にのみ依存するものである<sup>9)</sup>。

1536年以前にも裁判官達はユースを「物権的な」言葉で議論していた。かくして、1484年制定法以前には、「ユースを持っていた人」によって作成された遺言は有効ではなかった<sup>10)</sup>とか、封譲受人は「限嗣相続人のために当該地のユースを」請求しうる<sup>11)</sup>とか、また、「[誰かが] ユースで如何なる不動産権を持っているのか」が問題である<sup>12)</sup>とか、「封土のユースは」無遺言相続に基づいて土地に立入った人に「無遺言相続された」<sup>13)</sup>とかいうことができたのである。

この立場は、ほぼ一世紀前にミシガン大学のエドガー・N・デュルフィーによって正確に要約されている。

[ユース] 制定法当時、イングランドの土地はほとんどユースで (勿論、受動ユースであるが) 保有されていたので、土地所有権は二重のものと考えられていた——シーズンとユース (領有権と受益権) とである。封譲受人と受益者とのエクイティ上の関係が確立していなかった時代においてさえ、コモン・ロー上の不動産権が顕著なユースの負担を負っていない場合にも、この二重性という

8) Sir John Baker, *Baker and Milsom, Sources of English Legal History: Private Law to 1750*, 2nd ed. (Oxford 2010), 112 n. 26.

9) *Ibid.*, 118.

10) Per Shelley and Englefield JJCP, YB Trin. 19 Hen. VIII, fo. 9, pl. 4, at fo. 10b.

11) YB Trin. 19 Hen. VIII, fo. 13, pl. 11.

12) Per Mountague, serjeant, YB Pas. 27 Hen. VIII, fo. 5, pl. 15.

13) YB Mich. 21 Hen. VII, fo. 33, pl. 28.

考えが残り、保有者は彼自身のユースのために領有しているといわれたのである。ユースがシーズンと「結合されたもの」として特徴付けられたのである。ユースがシーズンから「分離された」場合にも、通常は受益者が物理的占有（physical possession）を保持しており、当時においては現在以上に、手に触れることが可能な財産権という要素が、所有権に近いものとされたのである<sup>14)</sup>。

この分析に基づけば、ユースと占有権がはっきりと区別される。絶対的所有権はコモン・ロー上の権利とエクイティ上の権利と考えられうるものに分けられる。これらは分離されうるのである。1530年にクリストファ・セント・ジャーマンが述べたように、「ある人が他人に封土公示譲渡を行い、自分自身は受益権を取得することを意図する場合」、占有権はユース付封譲受人に渡るのに、ユースは封譲渡人の手に留まる<sup>15)</sup>。まさに、このような状況、占有権からユースが分離した状態こそが、1536年ユース法が適用された状況であった。当該制定法は、ユース付封譲受人によって引き起された損失から、国王の封建的収入を守ることを目的として、ユースを「コモン・ロー上の権利に転換した」のである。即ち、本制定法は、占有権とユースが分離されていた場合には、占有権をユース付封譲受人から受益者に移転し、それによって占有権とユースを以前の受益者の手中に統合し、ユースを終焉せしめたのである。この制定法は、16世紀の大法官裁判所の訴答で称された如く、「占有権とユースとを統合するために……作成された制定法」<sup>16)</sup>であったのである。

しかしながら、自由保有地の受託者が占有権とユースとの双方を持つことも可能であった。このような場合には、ユース制定法は適用されなかった。受託者が能動的な義務、例えば、それを管理し、収入から支払いをなすといったような義務に服す信託財産を保有する場合のような、能動的ユース乃至信託の場合にはそうであった。受託者は、信託を履行するために、占有権とユース双方

---

14) E [dgar] N.D [urfee] 'The Statute of uses and Active Trusts', 17 *Michigan Law Review* (1918-19) p. 87, at p. 90. 本節の最後の方のデュルフィーによる 'possession' の用法が、クリストファ・セント・ジャーマンの用語の使用法と異なる点に注意。セント・ジャーマンはコモン・ロー上の自由土地保有権原に関連してその用語を使用している（デュルフィーの使っている用語で「シーズン」とも呼びうるものである）。デュルフィーは 'possession' を占拠、乃至土地の享受と関連して使用している。

15) Plucknett and Barton, eds., *Doctor and Student*, p. 222.

16) See N.G. Jones, 'Uses, Trusts and a Path to Privity'.

を持っていなければならなかった。しかし、彼は受益者の利益のために、双方ともを信任に基づいて持っていたのである。このように、受益者の受益権は、絶対的な所有権から控除されたものというより、それに加算されたものであったのである。同様の指摘は、より最近になって、ニュー・サウス・ウェールズ最高裁のトランスフィア株式会社事件（1986年）でもなされている<sup>17)</sup>。

絶対的所有権者は、当該不動産の全ての権利とその不動産に付着する付随的権利を含め、コモン・ロー上の不動産権を持つに過ぎない。コモン・ロー上の所有権者が他人のために信託に基づく財産を保有する場合には、彼はコモン・ロー上は絶対的所有者の全ての権利を有するのだが、受益者は彼にそれらの権利を保有し、使用することを強制する権利を持っている。この権利は、信託の存在によってエクイティが課した義務に従って法律が彼に与えたものなのである。この受益者の権利は当該財産におけるエクイティ上の不動産権を構成するものであるが、コモン・ロー上の不動産権から削り出されたものではなく、それに接木されたものなのである。

### 3 受託者義務の根拠

以上示唆した如く、受益者の権利が受託者の所有権に接木されたものであり、受託者は信託の存在によって彼に課された「義務」を有するのであれば、これらの義務の性質乃至根拠について疑問が生じてくる。

我々は契約の問題から始めるべきである。1世紀前にメイトランドは以下のような意見を述べた。「我々の契約の定義に、信託の設定を除くという趣旨の註釈を付加するという便宜的措置に頼らない限り、我々には、99パーセントの信託を設定している行為を含まないような如何なる契約の定義を作成することも、全く不可能なように思われる。」<sup>18)</sup>信託と契約とを区別するのは常に容易ではなかったのであり、受託者はどこまで諾約者であるのか、（そして、従って、第三者の受益のための信託は第三者のためにする契約と見なされるか）という疑問を生じさせることとなった。

1674年のホリス卿事件では、以下のように述べられた。

17) *Re Transphere Pty Ltd* (1986) 5 NSWLR 309.

18) F.W. Maitland, *Equity* 2nd ed. (Cambridge 1936), p. 111.

[ホリス卿]夫人によって……100ポンドが貸し付けられた、そのために最初に与えられた証書には、この金銭はホリス夫人の指示するように処分されるべきであると書かれていた。当該金銭を請求するコモン・ロー上の訴訟は出訴制限法によって却下されたので、[大法官裁判所に]救済を求める訴状が提出され、それに対しても出訴制限法が主張された。しかし、この金銭に関しては、寄託 (*depositum*) と見なされ、それに基づく夫人のための信託と見なされ、金銭請求を認める判決が得られたのである<sup>19)</sup>。

同じような考えが1730年代にヘンリ・バロウの著作にも現れた。彼は、彼の『エクイティ論』の第二巻を「我々は、今から、大法官裁判所で最も日常的に生じている特定の種類の合意の幾つかに進むことにしよう。そして、第一に、寄託もしくは信託について<sup>20)</sup>と書き始めたように、信託を契約として表していた。この類比は明らかである。信託はある種の合意であり、とりわけ、寄託契約だというのである。しかし、これは支持しがたい。寄託契約は第三者の利益のための信託を直ちに説明するものではないであろう。バロウは、数行もしない内に1594年のチャドリー事件へと議論を転じ、ユースを合意としてではなく、「信任関係乃至信頼関係<sup>21)</sup>とするクックの定義に向けて進むのである。1680年以前の大法官裁判所訴訟記録における信託事件においては、受託者による約束や、受託者との合意に言及されることは珍しいことではなかったとはいうものの、1536年のユース制定法から17世紀後半のノッティンガム卿の大法官時代までの時期における大法官裁判所での受託者義務への支配的なアプローチの仕方は約束や合意にではなく、信任を置くことに基礎付けられていたのである。

信任を置くことへの強調は、遺言書との関係では、ほとんど予想外のことではなく、遺言信託は、信託の契約法的分析の如何なるものに対しても障害を提供することになる。しかし、16世紀から17世紀の大法官裁判所訴訟記録では、遺言書関連のものも、遺言書に関連しないものも、双方ともにおいて、受託者に置かれた信任への強調を見いだす。この受託者に置かれた信任への強調

---

19) *Lord Hollis's Case* (1674) 1 Ventris 345.

20) *A Treatise of Equity*, 1737, book 2, chap. 1, s.1. (初版は匿名で、後の版はジョン・フォンブラークによって出版された。初版の著者は通常ヘンリ・バロウに帰せられている。)

21) *Chudleigh's Case* (1594) 1 Co. Rep. 120; *Coke upon Littleton*, fo. 272b.

は同時代に判例報告された信託の性質をめぐる議論においても生じている。1567年のデラミア対バーナード事件では、以下のように述べられた。

ユースというのは土地からの地代とは違い、土地に係わる人に付随した付帯物なのである。それは土地のユースに対する信頼、即ち、土地が与えられている受託者達が、封譲人と彼の法定相続人及び彼の指名する人にその土地からの収益を受領することを許すであろうし、そしてまた、受託者達は彼が限界付けるようにその土地の不動産権を構成するであろうことへの信頼以外の何ものでもないのである<sup>22)</sup>。

クックも同じように、チャドリー事件(1594年)の有名な定義で、人格に対する信頼の要素を強調した。「ユースとは信頼関係ないし信頼関係であって、土地から発生するものではなく、不動産権及びその土地に関係する個人と密接に関係した付帯物として生じる……。それ故、ユースを有する者は、……信頼関係と信頼関係を有するにすぎないのである。」<sup>23)</sup>

個人に対する信任という要素は、集合体としての法人は受託者たりえないという結論を導くことになる。「なぜなら、それは自然人から構成されているとはいえず、死せる肉体であるからである。この死せる体に信頼を置くことはできないのである。」同様に、そのことはイェルヴァートン対イェルヴァートン事件(1599年)では以下のような結論を導き出すこととなった。ウィリアム・イェルヴァートンは「彼自身の善良なる意図から、ウィリアムの子供達のユースのために、歯形捺印証書でもって、サー・トマス・コーンウォリスと合意契約を結び信任した」。ウィリアムの要請による、その後の歯形捺印証書の返還は信託違反ではない。というのは、

誰であれ、自発的に、他人の利益となることを意図して、不動産譲渡証書である人を信任し、信任された当事者がその不動産譲渡証書を、その利益が意図された人とは無関係に、彼を信任した人の要請に従って返還したとしても信託違反とはならないからである。なぜならば、利益が意図された当事者が彼を信任したわけではなく、利益を施そうとした人が信任したからである<sup>24)</sup>。

22) *Delamere v. Barnard* (1567) 1 Plowd. 346, at 352.

23) *Chudleigh's Case* (1594) 1 Co. Rep. 120, at 121a-121b, *Coke upon Littleton*, fo. 272b.

そのことから、土地それ自体も信託によっては影響されないという結果となった。

感覚を欠く土地に信頼や信任が置かれるというのは馬鹿げた話である。土地は感覚という点では野生動物にも劣っているからである。感覚、理性共に欠く土地が信任されるべきだというより、理性は欠くが、感覚は持っている野獣を信任されうるとする方がまだ合理的である<sup>25)</sup>。

イエール氏は、「信託は債権ではなく、本件の示すように、相続不動産乃至動産である」という1648年の国王対ホランド事件におけるロール裁判官の見解について、以下のように述べたことがある。

[これは] ユースの影響からの離脱の開始を印すものであって、コモン・ロー上の権利に対応するエクイティ上の権利というものを作り出したノッティンガム卿の政策の予兆となるものである。ユースの影響力が退潮するにしたがい、受益者によって封譲受人に置かれた信頼という概念<sup>26)</sup>の支配も退潮した。強調点はむしろ、エクイティ上の権利への関係や財産に対する権限から、所有権的色合いを益々深めつつある受益者の権利というものへと移行したのである。

国王対ホランド事件（1648年）<sup>27)</sup>は、転換点を印した。「信託上の権利の実体的性質への強調こそが、ノッティンガム卿の手による信託法発展の主要な手段の一つであったからである。」そして、「信託は受益者にエクイティ上の財産権を与えるという、より新しい概念が生じると、信頼という要素の重要性は薄らいでいった。さらに、国王や法人団体が信託付土地保有者（seised to trusts）となっているのを見いだすのである。」<sup>28)</sup>しかし、ノッティンガムの時代にお

---

24) *Yelverton v. Yelverton* (1599) W.H. Bryson, ed., *Cases Concerning Equity and the Courts of Equity, 1550-1660*, vol. 1 (Selden Soc. 117) (London 2001), pp. 270-271, and p. 225.

25) *Chudleigh's Case* (1594) 1 Co. Rep. 120, at 127a.

26) 受益者によって受託者に置かれた信頼への言及が、第三者たる受益者に関するものか、それとも信託設定者たる受益者に関するものかは明確ではない。この曖昧さは当時の分析にも現われている。イエールヴァートン事件が示すように、第三者たる受益者による信任（乃至、信任の欠如）が重要となるはずであるが、このことが同時代の資料で明白な形で議論されることは稀であった。（引用者による注記）

27) *R. v. Holland* (1648) Style 21.

いてさえ、信任することから信託へ、即ち、関係概念からエクイティ上の権利への移行は完全に達成されたわけではなかった。それ故、1677年のエリオット対エリオット事件では、ノッティンガムは以下のような意見を述べた。

父親と息子との間では、自然の関係乃至血縁関係という約因が極めて支配的であるので、[もし、父親が息子の名前で土地を購入したり、土地を息子に譲渡したりした場合]、それは生前贈与であって、信託ではない。しかし、……だからといって、文書による明文の信託宣言がないかぎり、父親と息子との間には、決して如何なる信託も黙示されることはないとか、父親が息子を信任するはずはないというのは、極めて難しいように思われる<sup>29)</sup>。

別の言い方をすると、黙示信託が存在するという事は、ある人が他の人を信任するという事、この場合には、父親が息子を信任するという事を含むのである。

そして、ダレル対ウィッチコット事件(1678年)では以下の二つの疑問が生じた。

1. ダレルの……石炭税請負徴収権 ([a] coal farm<sup>30)</sup>) の1/5にコモン・ロー上の不動産権を持つハムデン・アッシュフィールド [弟] は、サー・トマス・アッシュフィールド [兄] の受託者なのか、それとも、ダレルの受託者なのか。
2. サー・ジェレミー・ウィッチコットはサー・トマス・アッシュフィールド [兄] から購入した。彼がダレルに信任されていたとした場合、サー・ジェレミー・ウィッチコットの新たな1/3権利者達の賃借権も同様にダレルからの信託財産となるのか<sup>31)</sup>。 ([ ]は訳者)

1678年には、ある人が他の人の受託者であるということと、ある人が他の人に信任されているということとは相互に言換え可能であった。事実としての信任関係、即ち「信任された個人に実際に置かれた信頼」は、未だ完全に抽象

28) D.E.C. Yale, ed., *Lord Nottingham's Chancery Cases*, vol. 2 (Selden Soc. 79) (London 1961), p. 91.

29) *Elliot v. Elliot* (1677) *Ibid.*, p. 568 ([ ]内の挿入及び強調は引用者の付加)。

30) 即ち、政府に代わって石炭税を徴収する権利。

31) *Darrel v. Whitchcott* (1678) Yale, ed., *Lord Nottingham's Chancery Cases*, vol. 2, p. 687.

的な法学的概念構成には途を譲ってはいなかったのである<sup>32)</sup>。

信任を置くことが強調されたからといって、受託者が彼の意に反して任命されないということにはならなかった。我々は、17世紀の諸事例から、信任が受け入れられるであろうことを期待して、受託見込みの人々に、彼らの知らぬ間に財産が移転されていた例を見いだすのである。彼らが信任を受け入れることを望まず、信託財産から解放されたいと願う場合には、そうすることに何の障害もなかった。彼らは、彼らの上に置かれた信任を承諾しておらず、それと密接な関係をもつこともなかったからである。それとは対照的に、このように見込まれた受託者が彼自身の利益のためにその土地を保持し続けようとした場合には、裁判所は彼に不動産再譲渡して返還するように命じたであろうし、知らぬ間に信任に基づいて財産を受領した人々が、信任の受諾も、拒否もしない場合には、裁判所が彼らに決断するように命じるようになったであろう。

もし、信託が受託者の承諾なしに課されえないのなら、信託は契約であるとする見解にはあと一歩ということになる。しかし、ユース制定法から17世紀後半にかけて、大法官裁判所で、受託者は彼らに置かれた信任に反して振る舞うべきでないとして繰り返し主張され、信任を置くことを中心に分析が行われていたことは、別のアプローチの仕方があったことを示しているのである。

信託設定者の方に目を向けるなら、信託設定者の信頼行為、即ち、彼の信任行為が何故に正当化されるのかを説明するためには、受託者による承諾乃至受諾が必要となる。即ち、信任行為が認められたということ、そして、信託財産を移転するに際して、設定者は受託者が信任を受諾することを拒否するかもしれないという危険を考えなかったということを示すことが必要とされたのである。その反面、受託者の良心は、彼がそれを認識していることによつてのみ負担を負わされた。良心が訴訟記録上明文で強調されることはなかったが、受託者から信託財産を取得した人々に対する信託の効果に関連する事例において、この認識の重要性が反映されたのは明らかである。フランシス・ベーコンは、17世紀初めの彼のユース制定法講義で以下のような意見を述べた。

もし、封譲受人が有償で悪意の第三者に土地を売却した場合には、その購入者は以前のユース付土地を保有し続けることになる。その理由は、大法官裁判所は、コモン・ロー以上に遠くを見るからである。即ち、エクイティ上それが

---

32) See J.H. Baker, *The Law's Two Bodies* (Oxford 2001), p. 43.

他人の物であることを知りながら、その土地を取引しようとした彼の腐った良心まで視野に入れるからである<sup>33)</sup>。

そして、17世紀末頃になると、ギルバートが以下のように述べている。

ユース付封譲受人が有償で、ユースの存在を知らない人に封土譲渡した場合、当該ユースは消滅した。なぜなら、この場合には、彼には信任がないからである。……しかし、もし、彼が悪意であった場合には、彼に信任が置かれたと言われてもよい。なぜなら、彼は、それを知りながら、ユースと共にその土地を取得したからである<sup>34)</sup>。

悪意の取得者は、それを知っていたが故に、信託によって拘束された。彼が知っていたということは、彼の腐った良心を証明し、受託者の不正行為に参加した者として、受託者と同じ立場に彼を置くことになるか、もしくは、彼が、受託者同様に、彼に置かれた信任を引受けたことを示すこととなったのである。

信任を置くということは双方向的な事柄で、受託者の承諾とそれに伴う信任関係の認識が彼の義務を確証するために必要であった。承諾からは、信託を履行する黙示の約束を容易に導き出すことができた。幾つかの事例では、実際、約束は明示的なものであった。そして、信託設定者が受益者でもある場合には、信任と約束との区別は消えてしまいがちとなった。しかし、受託者の義務に約束が必要とされたわけではなかった。信頼とそれに伴う良心の負担があれば十分であった。これが近代初期の大法官裁判所における信託の典型で、受託者の良心に依存し、受約者の期待や損失には依存しないものであったのである。第三者のためにする契約としての三当事者信託という見方は、この点を曖昧なものにし、やがては、信託設定者がこのような信託に基づいて訴えることができないう当惑する状況を産み出すことになるかもしれない。

従って、ユース制定法と17世紀後半の間の時期に、受託者の義務は、設定者と受託者との間の双方向的な契約類似の取決というよりも、受託者に一方的に信任を置くことに依存するものと考えられるように容易に変化していった

33) W.H. Rowe, ed., *The Reading upon the Statute of Uses of Francis Bacon* (London 1804), p. 14.

34) J. Gilbert, *The Law of Uses and Trusts*, 3rd ed., by E.B. Sugden (London 1811), pp. 377-378.

のだと論じうるように思われる。尤も、契約法的なアプローチの仕方は不可能というわけでもなかった。というのも、既に見てきたように、18世紀初めにも、ヘンリ・バロウは信託を合意、とりわけ、ある種の寄託契約と考えていたからである。

17世紀後半以降、信任を置くことへの強調は徐々に減退していった。ノッティンガム卿の時代においても、信託について悪意であっても、受託者を通してではなく（言葉通りにいえば、「介して the *per*」というより、「その後には the *post*」）、その土地を取得した第三者は信託に拘束されないというように、なお、中世のユースについて語られるが如く、信託について語られることがあった。告知法理が作用するには、当事者関係性というものが必要であった。フェンナー裁判官が1590年代に「中断無き信頼関係の継続」<sup>35)</sup>と述べたものである。この法準則は、近代までは生き残らなかった。19世紀半ばまでに、占有侵奪者、不法占有者も、彼が不正に取得した土地が服している信託に拘束されると言われるようになったからである<sup>36)</sup>。

ノッティンガム卿時代には、法人が受託者となる可能性についても、同じように、なお、困難な点があった。一つには、法人という実体は信任され得ないからで（さらに、一つには、投獄不能な実体に対して大法官裁判所の命令を強制することが困難であり、そしてまた、受益者の権利は土地そのものではなく、受託者の土地に対する不動産権に結びついたものだという見解の故でも）あった。しかし、イェール氏が述べた如く、「信託は受益者にエクイティ上の財産権を賦与するという新たな概念が生じると、信頼という要素の重要性は希薄となり、やがて、法人団体が信託付土地保有者となっているのを……我々は見いだすのである。」<sup>37)</sup>そして、このことが常識にまでなってしまったのである。

遅くとも19世紀はじめから、財産の所有者が自らをその受託者と宣言しようと考えることが可能となり始めた。この法理は、パイ申立事件（1811年）<sup>38)</sup>に関係していて、この事件では、株式所有者は信託の設定よりも、株式を直接贈与することを明らかに意図していたという事実にもかかわらず、また、より初期の判例にほとんど支持するものがないのに、エルドン卿は、株式所有者は

---

35) Rowe, ed., *The Reading Upon the Statute of Uses of Francis Bacon*, p. 10

36) *Scott v. Scott* (1854) 4 HLC 1065.

37) Yale, ed., *Lord Nottingham's Chancery Cases*, vol. 2, p. 9.

38) *Ex p. Pye* (1811) 18 Ves. 140.

自らを受託者と宣言することによって株式の信託が設定されたと判示した。この判決は、(約束であれば必要とされる)約因なしに信託宣言を強制するという点でも、引渡というコモン・ロー上の要件に合致しない贈与に効果を認めるという点でも、コモン・ローとは折り合いが悪かった。しかし、遅くとも、ケクウィッチュ対マニング事件(1851年)<sup>39)</sup>後は、自らを受託者とする宣言は出資をしていない受益者によっても強制されうるというのが公理となった。信託は、このようにして、契約の要件とは別の要件を備えた独自の法的範疇として分析されるようになっていったのである。そして、受益者が、彼のために為された信託宣言について何も知っている必要がないのも明らかであった。換言すれば、誰も受託者に信任を置かないような状況でも信託は発生するのであって、人は信任されること無しに受託者たりうるのであった。

この頃までに信託制度は古い人格的信任関係や信頼関係という考えから、実質的に切り離され、法律上の抽象的カテゴリーとなってしまっていたように思われる。受託者は、個人的信任関係と信頼関係に関連しながら歴史的に形作られてきた義務に服すのではあるが、もはや、現実の信任関係や信頼関係は必須のものではなく、そのようなものはある種の法的擬制と見なすことも可能なのである。ベイカー教授は「信託は事実なのか——即ち、信任された人に現実に置かれた信頼なのか——それとも、信認義務を課すために、他の事実に設定された法的解釈にすぎないのか」<sup>40)</sup>と問い、ジェレミー・「ベンサムは……全ての信託を擬制と見なした」<sup>41)</sup>と述べている。だからといって、近代信託法には良心の問題は無関係だというわけではない。しかしながら、近代法においては、信託の設定を信託財産における受益権の譲渡として表すように、受益者に所有権的権利を授けるものとしての信託への強調が増大し、現実の信任関係や信頼関係の問題は、この強調と抽象的カテゴリーの下に埋もれてしまう傾向にあるということを示しているのである。

我々は、受益者の権利を考察することで、近代信託の性質の問題を終えるのがよいだろう。1世紀ほど前に、受益者の権利を対物権と見るべきか、対人権と見るべきかという問題について有名な論争があった。F・W・メイトランドは、対人権説を支持した。彼はエクイティに関する学生への講義で以下のよう

39) *Kekewich v. Manning* (1851) 1 De GM & G 176.

40) Baker, *The Law's Two Bodies*, p. 43.

41) *Ibid.*, n. 36.

に主張した。「債務から得られる利益（受益権）は、むしろ真の所有権の権利と見紛うほど大切に取扱われてきたのである。」<sup>42)</sup> オースティン・スコットは反対の説を採り、受益権を対物権と見た。「信託受益者は、単に受託者のエクイティ上の債務の所有者であるだけでなく、彼もまた受託者によって保有されている財産のエクイティ上の所有者なのである。彼は、コモン・ロー上乃至エクイティ上の債務の全ての債権者が保持する対物的な諸権利以上のものをもっているのである。即ち、彼もまた信託財産に所有権の権利をもっているのである。」<sup>43)</sup> 1930年代初期に、R・W・ターナーはこの論争について、以下のような意見を述べた。「これは机上の問題で、議論全体がローマ法から借用した恣意的な分類によって生じたものであるか、新たな事実に適合するように歪められたものであって、法実務に全く関係しない単なる学問上のゲームにすぎないだけでなく、設問において誤っており、結果においても不十分なことから、完全に放棄してしまった方がよいだろう。」<sup>44)</sup> しかしながら、この問題は最近20年、イングランド国籍を持つ当事者がヨーロッパ大陸にある別荘の受益権について訴訟する場合の裁判管轄地問題と関連して復活してきた。関連するヨーロッパ評議会規則は、訴訟手続が「その目的物として不動産に対物権を有する」場合には、その財産が所在する国の裁判所に管轄権を与えている。この規定の下で、別荘の受益権は対物権か否かという問題に関し達せられた結論は完全に一貫したものとはならなかったが、受益権を単純に対人権、対物権といったあれやこれやのカテゴリーに割当てるのが、極めて人為的なことであるということを考えれば、このことは驚くに足らない<sup>45)</sup>。

実のところ、受益権というものは、幾つかの点では一方のカテゴリーに、別の幾つかの点では他方のカテゴリーに当てはまると考えるか、もしくは、このようなカテゴリーは全く適用不能だと考える方が望ましいのである。ラングバイン教授が主張してきたように、現代信託法の多くは、契約法論者的に理解することが可能かもしれない。明文で設定された私的信託は、財産を管理する受託者の権限と責任を規定した取決であるからである。信託取決は受益者間での

42) Maitland, *Equity*, p. 115.

43) A.W. Scott, 'The Nature of the Rights of the *Cestui que Trust*', 17 *Columbia Law Review* (1917), 269, at 275.

44) R.W. Turner, *The Equity of Redemption* (Cambridge 1931), p. 152.

45) この領域の議論については以下参照。G. Moffat, *Trusts Law*, 5th ed. (Cambridge 2009), pp. 248-249.

受益権の割振りに関して受託者に重要な裁量権を与えることもありうるし、また、「信託設定者と受託者との間の取決は、その機能においては、現代の第三者のためにする契約と区別できない」<sup>46)</sup>とも主張されうるのである。

しかし、同時に、受益権者は最初の受託者に対してのみならず、その受託者から、善意有償の取得者として以外の形式で信託財産を取得した人に対しても権利を持つことがある。そうした取得者は信託によって拘束されると言われる。しかし、取得者は拘束されるということによって何が意味されるかについては注意が必要である。取得者が全ての義務に服することなく、当初の受託者の全ての権限が与えられる場合もありうるからである。ノラン氏が主張するように、信託財産取得者に対する受益者の権利は「基本的には、否定的で、排他的なものであって、誤って運用された信託資産や、追跡可能な収益、もしくは、そのような収益の利息を回復するための請求権を産み出すものなのである。」<sup>47)</sup> 受益権者のこのような否定的で、排他的な権利は所有権的なものと見なされうるだろう。これを超える受益権者の受託者への積極的な権利請求については、債権債務関係の問題と理解した方が良いのかもしれない。「受益権を構成する一括のものは、等しく独特の性格を有する独特の構成部分を有しており……その一部は、一貫して所有権の問題として見なされ、他の部分は、一貫して債権債務関係の問題として見なされるのである。」<sup>48)</sup>

これは古くからの論題なのである。ユース制定法前の数十年に、中世ユースは大法官裁判所、コモン・ロー裁判所双方で既に発展していた。そして別の側面から見ると、ユースは、ある人が他の人に置いた個人的な信任乃至信頼にすぎないとも、土地におけるコモン・ロー上の不動産権に類似した相続産であるともいえよう。対物権と対人権という二分法的分類との関係で言えば、イングランドの信託は独自の種としてのみ理解されうるのである。

〔深尾裕造・訳〕

46) J.H. Langbein, 'The Contractarian Basis of the Law of Trusts', 105 *Yale Law Journal* (1995), 625, at 627.

47) R. Nolan, 'Equitable Property', 122 *Law Quarterly Review* (2006), 232, at 250.

48) *Ibid.*, at 254.